

カラオケ騒音を なくそう！！



西宮市 環境保全課 大気騒音チーム

TEL: 0798-35-3802

騒音とは

騒音とは、聞く人にとって「好ましくない音」であり、不快な音、生活を妨害する音などない方が良くとされる音です。

わたしたちは、言葉をはじめ、音による情報や音楽などの音と離れて生活することは困難です。

それらの音でも時には騒音公害を起こす場合があります。

たとえば、カラオケを歌っている人は気分が良くても隣家の人にとっては、我慢できないほどうるさくてトラブルが起こることもあります。

音の大きさの程度

全国環境研協議会より、騒音の目安として下記のように公表されています。



出典: 「全国環境研協議会 騒音小委員会」

飲食店営業のみなさまへ

近年、スナックなど飲食店からの深夜騒音（カラオケなど）に悩まされている人々が増えています。

みなさんのお店では近隣住民に迷惑をかけていませんか。
カラオケ装置などの音響機器の使用時間には制限があります。
場合によっては、罰則の適用があります。
店外での話し声やドアの開け閉めなど音響機器以外の音でも、苦情の原因となります。

騒音防止に努め、近隣へ配慮した営業をお願いします。

午後11時以降は、使用禁止です！！

飲食店などでは、午後11時から翌日の午前6時までの間、カラオケ装置などの音響機器を使用することはできません。

※ただし、音響機器からの音が、防音措置などによって外部に漏れないときは、この制限を受けません。

規制区域、規制のかかる音響機器は、次のとおりです。

規制区域	規制音響機器
1. 第1種、第2種住居専用地域 住居地域、近隣商業地域 準工業地域 2. 市街化調整区域 3. 上記に準ずる地域	1. カラオケ装置 2. 電気蓄音機 （光学式のもの及びジュークボックスを含む） 3. 磁気録音再声機 4. 拡声装置 5. 楽器

音量の制限

飲食店などは、次の騒音の規制基準（音の大きさ）を守らなければなりません。

※表中の単位はデシベル

時間の区分 区域の区分	【昼間】 午前8時から 午後6時まで	【朝】 午前6時から 午前8時まで 【夕】 午後6時から 午後10時まで	【夜間】 午後10時 から 翌日の 午前6時まで
第1種区域 （低層住居専用地域）	50	45	40
第2種区域 （中高層住居専用地域） （住居・準住居地域） （市街化調整区域）	60	50	45
第3種区域 （近隣商業地域） （商業地域） （準工業地域）	65	60	50
第4種区域 （工業地域）	70	70	60

営業の制限

第1種区域内にある飲食店では、特別な場合を除いて、午前0時から午前6時までの間、営業できません。

命令・罰則

飲食店の営業者が、音響機器の使用時間に違反し、市からの命令に従わない場合は、『環境の保全と創造に関する条例第163条』に基づき、20万円以下の罰金が課されることがあります。

また、規制基準や営業制限に違反し、市からの命令に従わない場合にも罰則の適用があります。